

鉱区税

この税は、地下に埋蔵されている鉱物を採掘する権利(鉱業権)を与えられていることに対する負担として、鉱区の設定許可を受けた鉱業権者に対して課税されるものです。

●納める人

県内に鉱業権(採掘権・試掘権)を持っている人

●納める額

区 分		税 率
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円
砂鉱を目的とする鉱区	河 床	延長1,000メートルごとに年額600円
	そ の 他	面積100アールごとに年額200円
石油または可燃性天然ガスを目的とする鉱区	試掘鉱区	面積100アールごとに年額200円×2/3
	採掘鉱区	面積100アールごとに年額400円×2/3
共同開発鉱区	探査権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額22円
	採掘権の共同開発鉱区	面積100アールごとに年額133円

●申告と納税

申告

鉱業権の設定、変更または消滅の登録をしたときは、登録の日から10日以内に県税事務所へ申告することになっています。

納税

毎年4月1日現在の鉱業権所有者は5月末日までに、また、年の途中で鉱業権を取得した人は県税事務所が指定した日までに、県税事務所から送付される納税通知書により納めることとなります。

固定資産税

この税は本来は市町村税ですが、市町村の財政上の均衡をはかる見地から、一定限度以上の償却資産に対して県が課税するものです。

●納める人

大規模の償却資産の所有者

※大規模の償却資産とは、ひとりの納税義務者が所有する償却資産で、その合計価額が市町村が課税することのできる限度(地方税法に定める。)を超えるものをいいます。

●納める額

償却資産のうち市町村の課税限度額を超える額の1.4%

●申告と納税

県税事務所が送付する納税通知書により、4月・7月・12月・2月の4回に分けて納めることになっています。
○市町村が課税する固定資産税は、土地・家屋・償却資産に対しその所有者に課税されます。標準税率は同じく1.4%です。

狩猟税

狩猟税は、狩猟の資格を得た人が狩猟者の登録をするときに課税されるもので、鳥獣の保護などの費用に充てられる目的税です。

●納める人

狩猟者の登録を受ける人(都道府県ごとに課税されます。)

●納める額

第一種銃猟免許、網猟免許、わな猟免許に係る登録を受ける者				第二種銃猟免許に係る登録を受ける者
県民税の所得割の納付を要しない者			県民税の所得割の納付を要する者	
同一生計配偶者又は扶養親族ではない者	同一生計配偶者又は扶養親族			
		農業、水産業又は林業に従事している者	農業、水産業又は林業に従事していない者	左記以外の者
	第一種銃猟免許：11,000円 網猟免許：5,500円 わな猟免許：5,500円	第一種銃猟免許：16,500円 網猟免許：8,200円 わな猟免許：8,200円		5,500円

平成27年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、有害鳥獣の許可捕獲等をした者又は許可捕獲等に従事した者として、狩猟者の登録を受ける人は、上記税額の1/2になります。

※放鳥獣猟区(福岡県には現在ありません)のみの狩猟者の登録をする場合、上記税額の1/4になります。

豆知識

- ・「第一種銃猟免許」は、装薬銃(ライフル銃・散弾銃)を使用する場合に必要です。なお、この免許を受ければ、空気銃(ガス銃を含む)も使用することができます。
- ・「第二種銃猟免許」は、空気銃(ガス銃を含む)を使用する場合に必要です。
- ・第一種銃猟免許を受けた人が空気銃(ガス銃を含む)だけを使用する場合は、第二種銃猟免許に係る登録をすることができます。
- ・「網猟免許」は網を、「わな猟免許」はわなを使用する場合に必要です。

●申告と納税

狩猟税の申告を行う際に、県が発行する「狩猟税証紙」により納めることになっています。

●非課税について

平成27年4月1日から令和6年3月31日までの期間において、対象鳥獣捕獲員として、狩猟者の登録を受ける人は、非課税となります。

また、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの期間において、認定鳥獣捕獲等事業者の従事者として、狩猟者の登録を受ける人は、非課税となります。

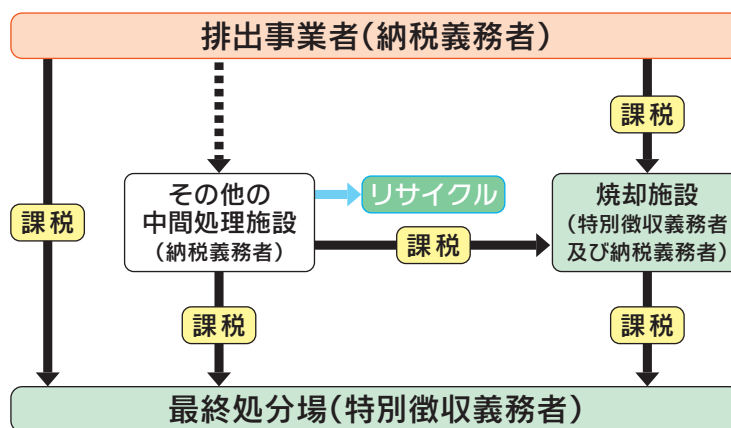
産業廃棄物税

この税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、産業廃棄物の排出抑制とリサイクルをさらに促進し、循環型社会づくりに向けた取組みを進めるための費用に充てられる目的税です。

●税の仕組み

産業廃棄物税は、より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場(埋立)への搬入とともに排出に近い中間処理施設への搬入に課税します。

また、簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理施設への課税に当たっては焼却施設への搬入のみを課税対象としています。



●納める人

県内の焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者

●課税標準

県内の焼却施設及び最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量

●納める額

- 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円
- 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円

●申告と納税

焼却処理業者及び最終処分業者は、排出事業者又は中間処理業者から税を受け取り、年4回(4月末、7月末、10月末、1月末)県に申告納入します。(特別徴収)

自己処理については、排出事業者及び中間処理業者(焼却処理業者を含む)が申告納付します。

●課税とならない場合

- 課税の特例

特に循環型社会の形成に資するものとして知事が認定した次のような焼却施設への産業廃棄物の搬入に対しては、課税しないこととしています。

 - ①産業廃棄物を原材料として再生利用する焼却施設
 - ②産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する焼却施設
- 課税の免除

次のような場合には、課税が不適当な産業廃棄物の搬入として課税を免除することとしています。

 - ①北九州市に所在する最終処分場への搬入
 - ②天災その他により生じた産業廃棄物の搬入で知事が別に定めるもの

●税収の使いみち

以下の環境施策に活用します。

- 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進
- 環境を担う人材の育成と交流
- 産業廃棄物の適正処理体制の整備
- 市町村の環境行政支援

取扱県税事務所

福岡県博多県税事務所 課税第3課
〒812-8542
福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号
福岡県福岡東総合庁舎
TEL : 092-473-8313

※令和3年3月8日に博多県税事務所は移転します(P.57)

おしえて!

けんぜい Q&A



産業廃棄物税編

Q

産業廃棄物税は、どのような廃棄物に対してかかるのですか？

A

廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物に大別されますが、産業廃棄物のみを課税の対象にしています。

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出されたごみのうち、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃えがら、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの廃棄物のことです。

なお、家庭から排出されるごみは一般廃棄物として取り扱われ、産業廃棄物税の課税の対象になりません。

Q

産業廃棄物税は、どのような場合に課税されるのですか？

A

産業廃棄物を焼却施設で焼却した場合と、最終処分場で埋立処分にした場合に課税されます。

産業廃棄物がリサイクルされ、焼却施設及び最終処分場へ搬入されなければ、産業廃棄物税は課税されません。



宿泊税

宿泊税は、観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための目的税です。

○納める人

県内の宿泊施設への宿泊者

(対象となる宿泊施設は次の事業を行う施設(以下「宿泊施設」という。)です。)

- ・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)
- ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業(特区民泊)
- ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業(新法民泊)

○課税標準

宿泊施設への宿泊数

○納める額

宿泊施設の所在地			税 率		
			県税率	市税率	合計(納める額)
福岡県(北九州市・福岡市以外)			200円	—	200円
北九州市			50円	150円	200円
福岡市	宿泊料金	2万円以上	50円	450円	500円
		2万円未満		150円	200円

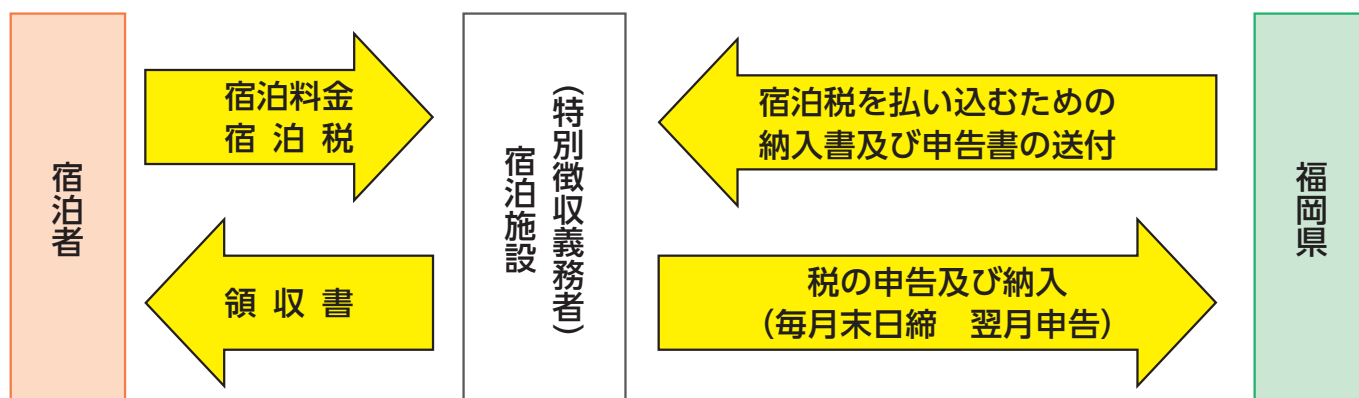
○申告と納税

宿泊施設の経営者が宿泊者から税を受け取り、翌月の末日までに県に申告して納めることになっています。

なお、申告者の皆様の負担軽減を図るため、所在地が北九州市及び福岡市の宿泊施設については、特例により、これらの市に県税分も併せて税を納めることになっています。

※一定の要件を満たす場合は、申請により3か月分をまとめて申告して納めることができます。

【参考】申告納入フロー図



○税収の使いみち

以下の観光振興施策に活用します。

(1) 県が主体的に行う施策

広域的な観点からの観光振興施策として次の事業を実施します。

- ・宿泊施設の多言語案内・情報発信、バリアフリー化等に対する支援
- ・インバウンド向け体験プログラムを含む旅行商品造成支援 など

(2) 市町村に対する施策(交付金事業)

市町村が創意工夫を凝らして実施する観光振興施策への財政的支援(宿泊税を課す市町村を除く)

(市町村の事業イメージ)

地域資源を活用した新たな観光資源開発、観光スポットの受入環境整備 など

取扱県税事務所

福岡県博多県税事務所 課税第3課

〒812-8542

福岡市博多区博多駅東1丁目17番1号

福岡県福岡東総合庁舎

TEL : 092-260-1546

※令和3年3月8日に博多県税事務所は移転します(P.57)



おしえて!

けんぜい Q&A



宿泊税編

Q

なぜ、宿泊税を導入したのですか？

A

県内の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実、その他観光の振興を図る施策に要する経費に充てるため、県独自の安定的な財源として導入しました。

Q

違法民泊にも課税されるのですか？

A

すべての宿泊施設が対象であるため、いわゆる違法民泊についても課税の対象となります。

Q

北九州市内、福岡市内は、なぜ特例が設けられているのですか？

A

県と北九州市、福岡市は、各市域内での宿泊税に係る観光行政の役割分担を以下のとおり行うため、課税額を「県50円、北九州市150円」、「県50円、福岡市150円(450円)」とする特例を設けています。

- ・ 県は、県全体の底上げに資する広域観光推進のため、北九州市内、福岡市内宿泊者の便益にも資する広域観光に係るテーマやルート形成、広域観光プロモーション、観光振興体制の整備に関する事業を実施します。
- ・ 北九州市は、持続的な観光振興、九州の玄関口としての機能強化を推進するため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。
- ・ 福岡市は、九州のゲートウェイ都市機能強化やビジネス・MICEの推進のため、観光資源の魅力向上及び受入環境整備を含む市域における観光振興事業を実施します。